

神戸市公文書等管理条例に基づく
利用請求に対する処分に係る審査基準

令和8年（2026年）6月

神戸市

改定履歴

制定・改定年月日	(決裁年月日)	改定内容
令和8年6月1日制定	(令和8年5月26日決裁)	新規制定

目 次

1	審査の基本方針	1
2	条例第16条第1項第1号に基づく利用制限並びに同条第2項に基づく時の経過の考慮及び実施機関等の記録又は意見の参酌について	1
	(1) 個人に関する情報(条例第16条第1項第1号ア)	2
	(2) 法人等に関する情報(条例第16条第1項第1号イ)	4
	(3) 生命等の保護等に関する情報(条例第16条第1項第1号ウ)	6
	(4) 事務・事業に関する情報(条例第16条第1項第1号エ)	7
	(5) 法令秘情報(条例第16条第1項第1号オ)	9
3	寄贈・寄託者の意向に基づく利用制限(条例第16条第1項第2号)について	10
4	原本の破損・汚損のおそれがある場合等の利用制限(条例第16条第1項第3号)について	11
5	部分利用に関する判断基準(条例第16条第3項)について	12
6	本人情報の取扱い(条例第20条)について	14
	附則	14
	(別表)	15

神戸市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

神戸市公文書等管理条例（令和8年3月条例第28号。以下「条例」という。）に基づく特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）に対する利用決定等に係る審査基準は、以下のとおりとする。

なお、この基準において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

1 審査の基本方針

審査においては、「特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」という条例の目的に鑑み、利用制限は必要最小限とする。

2 条例第16条第1項第1号に基づく利用制限並びに同条第2項に基づく時の経過の考慮及び実施機関等の記録又は意見の参酌について

利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が、条例第16条第1項第1号に規定する情報（以下「利用制限情報」という。）に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案し、下記の(1)から(5)に基づいて行う。

また、その判断に際し、同条第2項に基づき「時の経過を考慮する」に当たっては、個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから、30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとする。

なお、同項に定める実施機関等の記録又は意見の「参酌」とは、実施機関等の記録又は意見を尊重し、利用制限情報に該当するかどうかの判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断は市長が行うものである。

(1) 個人に関する情報（条例第16条第1項第1号ア）

【神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号。以下「情報公開条例」という。）第10条第1号に掲げる情報】

特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報（いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）

ア 公にしないことが正当であると認められるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人から任意に提供されたもの

① 個人に関する情報とは、次に掲げるような個人に関連する情報全般をいう。

ア 氏名、住所、本籍等の戸籍的事項に関する情報

イ 学歴、職歴等の経歴に関する情報

ウ 疾病、障害等の心身に関する情報

エ 資産、収入等の財産状況に関する情報

オ 思想、信条等に関する情報

カ 家庭状況、社会的活動状況等に関する情報

キ その他個人に関する情報

② 「特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報」とは、当該情報だけで特定の個人が識別できる、又は識別できる可能性のあるもの（氏名、住所等）のほか、当該情報からは直接特定の個人が識別され得ないが、通常、容易に知りうる他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るものをいう。

③ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、「(2) 法人等に関する情報」に掲げる要件により利用制限情報の該当性を判断するものとする。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報については、本号に掲げる要件により利用を制

限するかどうかの判断を行うものとする。

- ④ 「次に掲げるもの」のア中「公にしないことが正当であると認められるもの」とは、特定個人の主観的判断を基準とするのではなく、社会通念上、他人に知られたくないと考えることが通常であると認められる情報をいう。
- ⑤ 「次に掲げるもの」のイ中「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人から任意に提供されたもの」には、原則として、実施機関等の要請を受けずに、個人から自発的に提供された情報は含まれない。
- ⑥ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報」とは、カルテや匿名の作文、未公表の個人の著作物等のように、個人の人格と密接に関連するものや、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのあるものであって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、利用させることにより、なお特定個人の権利利益を害すると認められるものをいう。
- ⑦ 「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は利用制限情報から除外するが、利用請求者以外の個人に関する情報について、利用を制限することにより保護される利用請求者以外の個人の権利利益よりも、利用請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を利用に供する。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、身体又は健康の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて慎重な検討を行うものとする。
- ⑧ 「30年ルール」を踏まえ、特定歴史公文書等に記録されている個人に関する情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別表のとおりとする。

(2) 法人等に関する情報（条例第16条第1項第1号イ）

【情報公開条例第10条第2号に掲げる情報】

法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの（人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。）

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- ① 「法人その他の団体」とは、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。なお、国、地方公共団体及び本市地方独立行政法人については、その公共的性格に鑑み、本号の対象から除外している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報など、法人等と関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

- ② 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業主としての個人に係る事業内容、事業用資産、事業所得など、事業活動に直接関係する情報をいう。なお、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本号ではなく、「(1) 個人に関する情報」に掲げる要件により利用を制限

するかどうかの判断を行うものとする。

- ③ 「次に掲げるもの」のア中「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報、経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報など、公にすることにより、公正な競争上の利益が損なわれると認められる情報をいう。

「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、必ずしも競争の概念で捉えられない性格の情報であって、公にすることにより、法人等の社会的評価、名誉、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報をいう。

- ④ 「次に掲げるもの」のイ中「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、原則として、実施機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から自発的に提供された情報は含まれない。

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において公にしないこととするだけでは足りない。公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に公にされていたりするなどの事情がある場合は、同イには該当しないと判断するものとする。

- ⑤ 「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は利用制限情報から除外するが、法人等に関する情報について、利用を制限することによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを利用に供することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合は、当該情報を利用に供する。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

(3) 生命等の保護等に関する情報（条例第16条第1項第1号ウ）

【情報公開条例第10条第3号に掲げる情報】

公にすることにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認められる情報

「人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保」に支障を生じるおそれがあると認められる情報には、次のような情報がある。

ア 公にすることにより、特定個人の行動予定、家庭の構造等が明らかになり、その結果これらの人々の生命、身体若しくは健康に危害が加えられ、又は安全な生活が脅かされることとなるおそれがある情報

イ 公にすることにより、不正行為等の情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体若しくは健康に危害が加えられ、又は安全な生活が脅かされることとなるおそれがある情報

(4) 事務・事業に関する情報（条例第16条第1項第1号エ）

【情報公開条例第10条第5号ア又はオに掲げる情報】

実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするもの

オ 市若しくは市が設立した地方独立行政法人又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく損なうもの

- ① 「次に掲げる支障を生じると認められるもの」のア中「監査、検査、取締り」は、本市の機関等が権限に基づいて行う監査（主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べること。）、立入等の検査（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、法令等の違反の取締り（行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態で確保すること。）が該当する。監督、調査、指導等の名称を用いる場合であっても、権限に基づいて行う監査、検査又は取締りの実質を備えているものは、これに含まれる。「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいい、採用試験、資格試験等が該当する。

「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関し、「正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にする」情報として、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法

令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、利用制限情報と判断し得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを公にすると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、利用を制限する場合がある。

- ② 「次に掲げる支障を生じると認められるもの」のオ中「市若しくは市が設立した地方独立行政法人又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業」に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、「(2) 法人等に関する情報」と同様の考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、その利益を著しく損なうものについては、利用を制限する。ただし、情報の利用制限の範囲は(2)とは当然異なり、より狭いものとなる場合がある。

(5) 法令秘情報（条例第16条第1項第1号オ）

【情報公開条例第10条第6号に掲げる情報】

法令若しくは条例若しくは神戸市会会議規則（昭和31年10月20日市会議決）の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる情報

- ① 「法令」とは、法律及び政令、府省令その他国の機関が定めた命令をいう。
- ② 「法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示」とは、地方公共団体に対する国の関与のあり方を定めた地方自治法第245条第1号に規定する指示その他これに類する明示の指示等であって、本市の機関等を法的に拘束するものをいう。
- ③ 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定により明らかに公にすることができないと定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないと認められる情報も含まれる。

3 寄贈・寄託者の意向に基づく利用制限（条例第16条第1項第2号）について

当該特定歴史公文書等が、法人その他の団体又は個人からその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

本市が法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、当該寄贈者又は寄託者の意向を最大限に尊重するものとし、利用の制限についても特段の配慮を行うものとする。ただし、本項の「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約するものではない。

4 原本の破損・汚損のおそれがある場合等の利用制限（条例第16条第1項第3号）について

当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

- ① 「特定歴史公文書等の原本」とは、受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。
- ② 「当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用を制限せず、適切な期間において利用させるものとする。ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令等の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば文化財に指定されているもの及びそれに準ずるものについては、その原本の利用を制限するものとする。
- ③ 「当該原本を現に使用している場合」とは、利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、燻蒸や劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

5 部分利用に関する判断基準（条例第16条第3項）について

市長は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- ① 「容易に区分して除くことができる」とはその部分を除いた部分を利用させなければならないとするが、当該特定歴史公文書等のどの部分が利用制限情報に該当するかという区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合においても、部分利用をさせないことができる。「区分」とは、利用制限情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないようにマスキング処理を行うことをいう。

利用制限情報に該当する部分を除くことは、複写機で作成したその複写物にマスキング処理し再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書等については、条例第14条第1項において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書等の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。このため、利用制限情報に該当する部分にマスキング処理を行うために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書等が文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書等を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

また、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録について、利用制限情報に該当する部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」ときは該当しないと判断するものとする。

- ② 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない」とは、部分的に

利用させるに当たり、利用制限情報に該当する部分を具体的にどのように除くか（複写物を作成して利用制限情報に該当する部分にマスキング処理するか、ページ全体を被覆するか等）について、利用制限情報を利用させる結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断するものとする。

- ③ 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責務が全うされるようにするとの観点から、利用制限情報に該当する部分を除いた残りの部分に記録されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合など、利用させても意味がないと認められる場合をいう。この「有意」性の判断に当たっては、同時に利用に供する他の情報があれば、これも併せて判断するものとする。

「有意」性の判断は、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の利用請求者の意図によらず、客観的に判断するものとする。

6 本人情報の取扱い（条例第20条）について

市長は、第16条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、本人であることを示す書類で市長が定めるものの提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

- ① 個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第16条第1項第1号ア）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第20条の規定に基づき取り扱う。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第16条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、同条の規定により判断することとなる。
- ② 「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合」は除くとするが、これが適用されるのは、本人に利用させることが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

附 則

この基準は、令和8年6月1日から施行する。

(別表)

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人に関する情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例 (参考)
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超え る適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（拘禁刑以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
(備考)		
1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書等が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。		
2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人に関する情報」又は「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の種類を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。		
3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。		
4 「刑法等の犯罪歴（拘禁刑以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。		
5 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。		